

## 民間企業との人事交流研修における行政実務研修員の服務に関する指針

### 1. 趣旨

この指針は、「民間企業との人事交流研修実施要綱」の規定に基づき、民間企業に雇用されている者が大阪市において業務に従事する際の、服務に関する指針を定めたものである。なお、本指針は、大阪市職員基本条例（平成 24 年大阪市条例第 71 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた大阪市職員倫理規則（平成 23 年規則 132 号）の趣旨を踏まえたものである。

### 2. 遵守事項

「民間企業との人事交流研修実施要綱」に基づき、受入研修の対象として大阪市において職務に従事する者（以下「行政実務研修員」という。）は、条例第 4 条各項に定める倫理原則を踏まえて行動しなければならない。

また、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために行政実務研修員が遵守すべき事項は、次に掲げる事項及び「3. 利害関係者等との関係」の規定により行ってはならないとされた行為を行わないこととする。

- (1) 本市が保有する情報の取扱いは、職務上知り得た秘密を漏らさないとともに、個人情報（大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号）第 2 条第 2 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に最大限に配慮して、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で個人情報を収集し、若しくは利用しない等、法令等（法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する管理規程その他の地方公共団体の長以外の機関の定める規則その他の規程を含む。）をいう。以下同じ。）の定めに従い適正に行うこと
- (2) 公文書（大阪市公文書管理条例（平成 18 年大阪市条例第 15 号）第 2 条第 3 項に規定する公文書をいう。）の管理は、市政運営に関する情報は市民の財産であるという認識の下、法令等の定めに従い適正に行うこと
- (3) 公金又は物品の取扱いは、責任の所在を明確にして、法令等の定めに従い適正に行うこと
- (4) 契約事務に関わる場合は不正な取扱いを決して行わないよう、法令等の定めに従い適正に行うこと。
- (5) 出張、休暇等のため不在となるときの手続は、定めに従い適正に行うこと
- (6) 勤務時間中は、次に掲げる事項に留意すること
  - ア 常に清潔な身だしなみを心がけること
  - イ 市民の応対を行うときは、名札を着用すること
  - ウ 身体に入れ墨（眉、唇その他の顔面の一部に施される化粧に類似するものを除く。）

がある行政実務研修員にあつては、それを市民に見せないこと

エ アからウまでに掲げるもののほか、市民に不快感を覚えさせないようにすること  
(7) セクシュアル・ハラスメント（性的な関心若しくは欲求に基づく言動又は性別により役割を分担すべきとする意識若しくは性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動であつて、相手の意に反し、かつ、相手を不快にさせるものをいう。）を行わないこと

(8) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（職場における次に掲げるものをいう。）を行わないこと

ア 職員（条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ）に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること

(ア) 妊娠したこと

(イ) 出産したこと

(ウ) 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと

(エ) 不妊治療を受けること

イ 職員に対する妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること

(9) パワーハラスメント（同じ職場で働く者に対して、職務上の地位、人関係その他の職場内の優位性を背景として業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為をいう。）を行わないこと

### 3. 利害関係者等との関係

(1) 行政実務研修員は利害関係者（条例第7条に規定する利害関係者をいう。以下同じ。）との関係においては、次の(1)から(9)に掲げる行為を行つてはならない。ただし、当該行為が職務として行う行為（それに付随して行われる行為を含む。）である場合は、この限りではない。

① 利害関係者から金銭、物品（宣伝用の物品又は記念品であつて広く一般に配布されるものを除く。）又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること

② 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は当該業を行う者の取引の通常条件に照らして利子の利率が不相当に低いものに限る。）を受けること

③ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること

④ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること

⑤ 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項

の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること

- ⑥利害関係者から供応接待を受けること
  - ⑦利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること
  - ⑧利害関係者と共に旅行をすること
  - ⑨利害関係者をして、第三者に対し①から⑧までに掲げる行為をさせること
- (2) (1)の①から⑨の適用については、行政実務研修員(⑨に掲げる行為にあつては、第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該行政実務研修員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- (3) 行政実務研修員は、私的な関係(行政実務研修員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、(1)の①から⑨の規定にかかわらず、(1)の①から⑧に掲げる行為を行うことができる。
- (4) 行政実務研修員は、利害関係者に該当しない者であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- (5) 行政実務研修員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、事業者(法人その他の団体及び事業を行う個人(当該事業のためにする行為を行う場合における個人に限る。))をいう。)にその者の負担として支払わせてはならない。

#### 4. 派遣元企業等にかかる制限

- (1) 行政実務研修員は次に掲げる職務には就いてはならない。
- ①派遣元企業と主たる業種が同一の民間企業等と所管関係にある課における処分に関する職務
  - ②派遣元企業と主たる業種が同一の民間企業等と補助関係にある課における補助金等の交付に関する職務
  - ③本市と派遣元企業や派遣元企業と主たる業種が同一の民間企業等との間で締結する契約の締結及び履行に関する職務
- (2) 行政実務研修員は自らの担当業務か否かに関わらず、配属された課の課長の指揮監督下でない調整行為等を派遣元企業との間で行ってはならない。また、行政実務研修員は業務上、派遣元企業と調整行為等を行った際は、課長にその内容を報告すること